



県章

山形県公報

令和2年8月18日(火)
第130号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 災害救助法による救助の実施……………(防災危機管理課) ……877
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……878

告 示

山形県告示第601号

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定により、令和2年7月27日から発生した大雨により県民の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた次の市町村の区域内において同月28日から同法に基づく救助を行うこととし、同法第13条第1項の規定により当該救助の実施に関する事務の一部を当該市町村長が行うこととした。

令和2年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 山形市
- 米沢市
- 鶴岡市
- 酒田市
- 新庄市
- 寒河江市
- 上山市
- 村山市
- 長井市
- 天童市
- 東根市
- 尾花沢市
- 南陽市
- 東村山郡山辺町
- 同 中山町
- 西村山郡河北町
- 同 西川町
- 同 朝日町
- 同 大江町
- 北村山郡大石田町
- 最上郡最上町
- 同 舟形町
- 同 大蔵村
- 同 戸沢村
- 東置賜郡高畠町
- 同 川西町
- 西置賜郡小国町
- 同 白鷹町

同 飯豊町
東田川郡三川町
同 庄内町

山形県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営手ノ子地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営手ノ子地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
飯豊町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年8月18日から同年9月15日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。